



栃木県公報

平成29年
12月19日(火)
第2946号

目次

告 示

- 土地改良区定款変更の認可..... 1003
- 道路の区域の変更..... 1003
- 道路の供用開始..... 1004

公 告

- 開発行為の工事完了..... 1004
- 選挙管理委員会
- 選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 1005
- 調達等公告
- 入札公告(特定調達公告)..... 1005
- 宇都宮市街地開発組合
- 宇都宮市街地開発組合財政事情の公表..... 1007

告 示

栃木県告示第563号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年12月19日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
足利市わたらせ川左岸土地改良区	平成29年12月6日

(農地整備課)

栃木県告示第564号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年12月19日から平成30年1月17日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月19日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮今市線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
70	前	日光市小倉字東山919番6から 日光市小代字森下249番1まで	6.7~14.3	1190.0	

	後	日光市小倉字東山919番6から 日光市小代字森下249番1まで	7.5～30.9	1190.0	
--	---	------------------------------------	----------	--------	--

II

道路の種類 県道
 路線名 一般県道 小来川文挾石那田線
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
149	前	日光市小代字葵沢87番2から 日光市小倉字西小路原434番3まで	4.6～14.3	1080.0	
	後	日光市小代字葵沢87番2から 日光市小倉字西小路原434番3まで	10.6～34.1	1080.0	

栃木県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年12月19日から平成30年1月17日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月19日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
198	主要地方道 大沢字都宮線	日光市山口字宝正寺1003-7から 日光市木和田島字赤堀2171-9まで	平成29年12月20日
208	一般県道 飛駒足利線	佐野市飛駒町字黒沢西通2681-4から 佐野市飛駒町字黒沢椿谷戸5316-1まで	平成29年12月19日
281	一般県道 板荷引田線	鹿沼市引田字小丸山2513-1地先から 鹿沼市引田字小丸山2513-2地先まで	平成29年12月19日
281	一般県道 板荷引田線	鹿沼市引田字岡1252-2地先から 鹿沼市引田字岡1252-1地先まで	平成29年12月19日

(道路保全課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年12月19日

栃木県知事 福田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字多功字上ノ原2526番32、 2526番33	宇都宮市北若松原一丁目6番5号サ ンセイハイツ I 305	角 田 一 浩

下野市上古山字明内1821番5、1821番6、1821番7、1821番9、1822番1、1822番5	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
下都賀郡壬生町本丸二丁目975番1、975番2、975番3、976番3、977番2	宇都宮市大通り五丁目3番9号	アルファクラブ株式会社

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成29年12月19日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数
32,974人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
306,083人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
142,401人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数
足 利 市 選 挙 区 41,834人
栃 木 市 選 挙 区 45,113人
佐 野 市 選 挙 区 33,445人
鹿 沼 市 選 挙 区 27,591人
日 光 市 選 挙 区 24,212人
小 山 市 ・ 野 木 町 選 挙 区 52,254人
真 岡 市 選 挙 区 21,582人
大 田 原 市 選 挙 区 20,100人
矢 板 市 選 挙 区 9,393人
那 須 塩 原 市 ・ 那 須 町 選 挙 区 39,863人
さ くら 市 ・ 塩 谷 郡 選 挙 区 23,853人
那 須 烏 山 市 ・ 那 珂 川 町 選 挙 区 12,809人
下 野 市 選 挙 区 16,657人
芳 賀 郡 選 挙 区 18,360人
壬 生 町 選 挙 区 11,025人

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 栃木県立宇都宮高等学校外73校で使用する電気
予定使用電力量 19,670,000kWh

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所 栃木県立宇都宮高等学校外73校(79施設)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成30年1月31日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170条)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

(6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。

(7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県教育委員会事務局施設課財務担当 電話 028-623-3374

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成29年12月19日から平成30年1月17日までの日(土曜日、日曜日、祝日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年1月31日午前11時 栃木県庁南別館4階教育委員室へ持参又は郵送すること。(ただし、郵送による入札書の受領期限は平成30年1月31日午前10時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

(4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成29年12月19日から平成30年1月25日までの日(土曜日、日曜日、祝日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。)の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 平成30年1月29日までに通知する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他
- ア 平成30年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
- イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electric power for the Tochigi Prefectural Utsunomiya Senior High School and 73 other senior high schools
Estimated amount of electric power to be used 19,670,000kWh
- (2) Deadline for walk-in Bidding Documents:
11:00 a.m., January 31, 2018
Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):
10:00 a.m., January 31, 2018
- (3) Information is available at:
Financial Affairs Section,
School Facilities Division,
Office of the Board of Education,
Tochigi prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL. 028-623-3374

(教育委員会事務局施設課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第11号

宇都宮市街地開発組合財政事情の公表に関する条例（昭和39年宇都宮市街地開発組合条例第3号）第2条の規定により、宇都宮市街地開発組合の財政事情を次のとおり公表する。

平成29年12月19日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福 田 富 一

まえがき

この「財政事情」は、宇都宮市街地開発組合の財政状況についてご理解をいただくため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により、毎年6月と12月に公表しているものです。

今回は、一般会計に係る平成29年度上半期（平成29年4月1日から同年9月30日まで）の財政状況及び平成28年度宇都宮市街地開発組合決算状況について、その概要をご説明いたします。

I 平成29年度一般会計予算の執行状況

平成29年9月30日現在における上半期の一般会計予算の執行状況は、次のとおりです。

(1) 歳入

(単位：円、%)

款	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	調定額に対する 収 入 割 合
1	使用料及び手数料	10,000	10,500	10,500		100.0
2	財 産 収 入	339,626,000	43,488,013	43,488,013		100.0
3	繰 入 金	284,165,000	18,132,236	18,132,236		100.0
4	繰 越 金	100,000	249,032	249,032		100.0
5	諸 収 入	26,000	13,192	13,192		100.0
歳 入 合 計		623,927,000	61,892,973	61,892,973		100.0

(2) 歳出

(単位：円、%)

款	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	予算現額に対する 支 出 割 合
1	議 会 費	2,542,000	1,028,726	1,513,274	40.5
2	総 務 費	387,856,000	15,626,392	372,229,608	4.0
3	処 分 管 理 費	233,429,000	10,633,311	222,795,689	4.6
4	予 備 費	100,000		100,000	
歳 出 合 計		623,927,000	27,288,429	596,638,571	4.4

II 公有財産

(1) 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分		平成29年3月31日現在	増 減	平成29年9月30日現在
行 政 財 産	土 地	5,188.10	△ 2,166.00	3,022.10
	建 物	578.02	△ 92.75	485.27
普 通 財 産	土 地	34,457.11	△ 427.00	34,030.11
	建 物			

(2) 財政調整基金

(単位：円)

区 分		平成29年3月31日現在	増 減	平成29年9月30日現在
1	有 価 証 券			
2	現 金	11,877,187,673	△ 12,502,599	11,864,685,074
合 計		11,877,187,673	△ 12,502,599	11,864,685,074

III 平成28年度一般会計歳入歳出決算状況

一般会計の歳入歳出決算額は、歳入1,650,083,841円、歳出1,649,834,809円で、歳入歳出差引額は249,032円となりました。

(1) 歳入

(単位：円)

款	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	(不納欠損額) 収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1	使用料及び手数料	10,000	10,500	10,500		500
2	財 産 収 入	1,610,485,000	1,610,478,660	1,610,478,660		△ 6,340
3	繰 入 金	43,836,000	39,202,315	39,202,315		△ 4,633,685
4	繰 越 金	100,000	356,441	356,441		256,441
5	諸 収 入	35,000	35,925	35,925		925
歳 入 合 計		1,654,466,000	1,650,083,841	1,650,083,841		△ 4,382,159

(2) 歳出

(単位：円)

款	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1	議 会 費	2,542,000	2,210,719		331,281	331,281
2	総 務 費	1,642,860,000	1,640,373,634		2,486,366	2,486,366
3	処 分 管 理 費	8,964,000	7,250,456		1,713,544	1,713,544
4	予 備 費	100,000			100,000	100,000
歳 出 合 計		1,654,466,000	1,649,834,809		4,631,191	4,631,191

(3) 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成28年度決算に係る資金不足比率を算定したところ、資金不足を生じていないため、資金不足比率は経営健全化基準未満となっています。

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率
一 般 会 計	- (20.0)

備考

- 1 資金不足比率については、資金不足額がないため「-」と表示。
- 2 カッコ内は経営健全化基準の数値を表す。